

松江市と島根労働局との雇用対策協定

松江市と厚生労働省島根労働局（以下、「島根労働局」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年7月21日法律第132号）に基づき、地方創生を推進し、活力ある地域共生社会の実現を目指す松江市と、島根県内において雇用や労働に関する施策を総合的に推進する島根労働局が、それぞれの強みを活かして密に連携し、効果的かつ一体的に施策及び事業を推進することにより、「若者・女性がもっと暮らしやすいまち」をめざし、松江らしさに磨きをかけ、希望に満ちた未来を切り拓き「選ばれるまち 松江」の実現に向けた、一体的かつ総合的な雇用や労働に関する施策の実現並びに諸課題への対応を目的として締結する。

（連携内容）

第2条 松江市と島根労働局は、次に掲げる具体的内容及び実施方法を定め、総合的かつ一体的に推進する。

- 1 松江市が実施する産業振興・雇用創出と移住・定住施策に対する連携
- 2 松江市における次世代を視野に入れた新しい働き方の定着と女性活躍の推進に係る連携
- 3 松江市における大量雇用変動等に対する雇用の安定に向けた施策の連携
- 4 松江市が実施する高齢者福祉施策と島根労働局が実施する高齢者雇用施策の連携
- 5 松江市が実施する障がい者福祉施策と島根労働局が実施する障がい者雇用施策の連携
- 6 松江市が実施する生活困窮者施策と島根労働局が実施する生活困窮者対策の連携
- 7 松江市における外国人労働者に対する取組の連携
- 8 その他、松江市と島根労働局が必要と認める取組

（運営協議会）

第3条 運営協議会は、松江市と島根労働局が共同で設置する。

- 2 運営協議会は、必要に応じ開催することとし、前条の総合的かつ一体的な施策に係る具体的な取組内容、実施方法等について協議、策定するほか、施策の取組結果についての評価を行うものとする。

（要請等）

第4条 松江市と島根労働局は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことを可とし、これに誠実に対応するものとする。

（秘密保持）

第5条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、松江市と島根労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。ただし、事前に相手方の承諾が得られた場合は、この限りではない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度、松江市と島根労働局が協議して定めるものとする。

- 2 協定締結当事者に変更があった場合でも、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結の日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、松江市長、島根労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月21日

松江市長

上 走 昭 仁

厚生労働省島根労働局長

倉 持 清 子